



伊 総 第 884 号
平成30年10月31日

伊賀市議会議長 岩田 佐俊 様

伊賀市長 岡 本 栄



文書質問の回答について

平成30年10月19日付伊議第510号で要求がありました文書質問について、下記のとおり回答します。

記

- 1 伊賀市は、特定の地域を「同和地域」と規定し、「同和地区」のみを対象とした施策を行っていますが、その地域を「同和地区」と規定する法的根拠をお示してください。

【回答】

市では、同和地区や同和地区住民に対する取組だけでなく、部落差別の解消を目的としてさまざまな施策を推進しています。

なお、特別措置法の時代に同和対策事業を実施した地域である「旧同和対策事業対象地区」を対象と捉えて、差別解消の取組を進めます。

- 2 伊賀市が、特定の地域に居住する住民を「同和地区住民」とし、それらの人々を対象として、個別面接方式でさまざまな質問をする「生活実態調査」は、プライバシーの侵害および人権侵害には当たらないとする市の見解の根拠をお示してください。

【回答】

部落差別の解消を目的とした施策を推進するために、部落差別の現実を把握し、これまでの施策の効果測定を行うことは欠くことのできないものです。2002年に特別措置法が終了したため、現在は、旧同和対策事業対象地域のエリアを対象として生活実態調査を行っています。

また、調査を行うに当たって、市職員がそれぞれの方々から直接聞き取りを行っていますが、その際には、調査目的や調査結果の利用方法、プライバシーの保護、調査を拒否することも可能であることを十分に説明し、了承を得た上で実施しています。

3 第3次伊賀市同和施策推進計画にある「同和問題」「部落差別」「差別事象」とは何か、伊賀市における具体的な事例をお示しください。

また、市当局が規定する「部落差別」の定義をお示しください。

【回答】

「同和問題」とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活上で様々な差別を受けるなど、わが国固有の重大な人権問題をいいます。

「部落差別」とは、同和地区や同和地区出身者に対する差別のことをいいますが、その定義につきましては、例えばインターネット上の差別事象に代表されるように、今後、部落差別が新たに違った形で発生することや、社会の中で時代とともに部落差別の捉え方も変化していくことが予想されます。そのため、部落差別をあえて定義という形で限定することは適切ではないと考えます。

「差別事象」とは、差別発言や差別行為のことで、伊賀市においての部落差別事象は、2017年度は、学校現場で1件（差別発言）、社会現場で8件（差別発言、結婚差別等）、2018年度は、9月末現在、学校現場で0件、社会現場で3件（差別発言、問合せ等）です。